

USPTO が「開示文書プログラム」の廃止を提案

2006 年 4 月 10 日
JETRO NY 澤井、中山

4 月 6 日、USPTO はフェデラルレジスター(官報)において、1969 年から実施されている発明日立証手段の 1 つである「開示文書プログラム (Disclosure Document Program)」を廃止するとして、パブリックコメント手続に供した。コメント提出期限は 5 月 8 日。

同プログラムは特許出願をせずに、発明の着想(conception)の証拠を残す方法として、発明内容を記載した書面を USPTO へ提出することができる制度。これまで、発明日 (date of conception of an invention) を立証する目的として利用されてきた。¹

しかし、1995 年 6 月に導入された仮出願制度が本プログラムの役割にとってかわったことに伴い、USPTO では 98 年にプログラムの廃止が検討された。当時のパブリックコメントでは、多くの者が廃止を支持したものの、個人発明家等からのコメントが提出されていなかったことから、その当時、廃止を見送った経緯がある。

USPTO の説明によれば、98 年当時に比べると、個人発明家においても仮出願制度が浸透し、また、仮出願制度の方がメリットが多いことを理由に、本プログラムの廃止を改めて提案したとしている。

仮出願制度は、仮出願から 1 年以内に正規の出願をすれば、仮出願日から第三者の出願に対して引用例となる。こうした効果は開示文書プログラムには与えられていない。また、仮出願の際には正規の出願と違い、クレームの作成が不要である等、準備が比較的容易である。さらには、開示文書プログラムで提出された書類は 2 年後に USPTO が廃棄²することとなっているが、仮出願書類は少なくとも 20 年間は保存される。以上の点を述べながら、USPTO は仮出願制度が開示文書プログラムより大きなメリットがある旨説明している。なお、手続に必要な手数料は 1 件あたり、開示文書プログラムは 10 ドル、仮出願は 200 ドル(スモールエンティティーの場合は 100 ドル)となっている。

<参考>フェデラルレジスター(官報) Vol. 71, No.66 p17399-17401, April 6, 2006

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr17399.pdf>

(了)

¹ 本プログラムの詳細は、<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/printdis.pdf> 参照。

² 仮出願又は本出願を行った場合を除く。